

上鳥羽南部いきいき市民活動センターの元センター長による
生活保護不正受給に関する経過

時 期	内 容
平成 22 年 10 月 14 日	醍醐福祉事務所において対象者の生活保護を開始
平成 26 年 4 月 1 日	対象者が上鳥羽南部いきいき市民活動センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）においてセンター長に就任
令和 4 年 1 月 27 日	山科警察署から保健福祉局生活福祉部生活福祉課（以下「生活福祉課」という。）に対し、対象者の生活保護不正受給に関する情報提供があり、生活福祉課と山科警察署が告発に向けた事前協議を実施
2 月 8 日	生活福祉課と京都府警察本部が、対象者の告発に向けた協議を実施
3 月 31 日	対象者が指定管理者を退職
4 月 19 日	醍醐福祉事務所において、対象者の雇用先であった指定管理者に対し、生活保護法第 29 条調査を実施
4 月 28 日	山科警察署が文化市民局地域自治推進室（以下「地域自治推進室」という。）に対して、対象者の氏名、緊急連絡先が記載されている資料等の照会を実施
5 月 9 日	4 月 19 日付けの生活保護法第 29 条調査に係る対象者の就労収入が確認できる賃金台帳を醍醐福祉事務所が指定管理者から受理
5 月 13 日	4 月 28 日付けの山科警察署からの照会に係る対象者の氏名、緊急連絡先が記載されている資料等を地域自治推進室から山科警察署へ提供
6 月 13 日	醍醐福祉事務所長が山科警察署へ対象者による生活保護不正受給に係る告発状を提出
7 月 1 日	対象者の生活保護を廃止
7 月 19 日	山科警察署が対象者を逮捕、広報発表 生活福祉課が対象者の逮捕について広報発表